

# 手話言語条例の必要性

情報・コミュニケーション支援条例も  
並行が必要

手話言語条例制定へ署名14,275筆

手話や耳の聞こえない人への理解を広め、手話がどこでも自由に使える地域社会の実現をめざして、滋賀県ろうあ協会は平成28年10月11日、滋賀県知事に「手話言語条例の制定を求める請願」を提出。

一般社団法人滋賀県ろうあ協会  
中西久美子

## これまでの検討内容から検討委員会の共通認識

### ■一致点

- 障害のある人も、ない人も「暮らしやすい」滋賀県にすること。
- 手話は「言語」ということに異論はない。
- 「見る、読む、書く、聞く、話す、考える、移動する」ための環境整備（アクセスとアクセシビリティ）は大事なこと。
- そのために「情報・コミュニケーション」環境の整備が促進される条例が望ましい。

という点ではろう者側を含め委員の共通認識

## 日本語（音声言語）の側から

- 手話＝言語に異論はないとしながらも、言語施策としての「手話言語条例」は手話だけに特化している、言い換えると、ろう者だけの条例で、他の障害者に配慮していないと受け止められがちである。
- それより、「（手話を含めた）情報・コミュニケーション条例」の制定の方が、障害者支援施策として多様なコミュニケーション手段が可能になり、あらゆる情報に容易にアクセスできる環境整備になる。

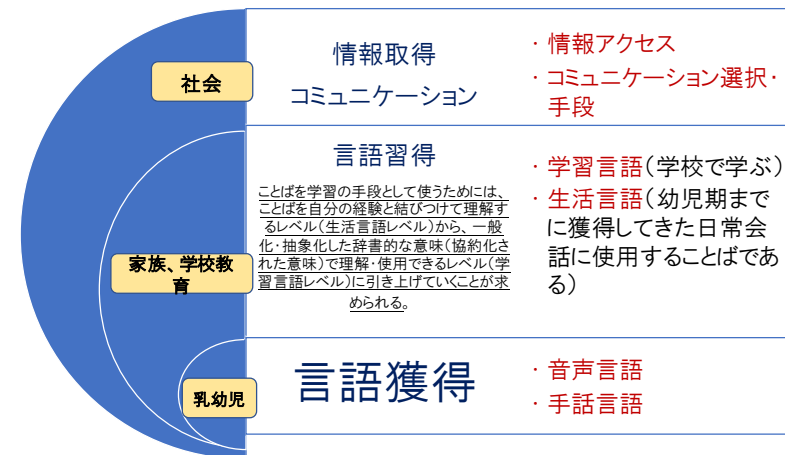
## 手話の言語権（言語権の視点）から

- 手話の言語権についてはなかなか理解が得られないと感じ、日本語（音声言語）環境、手話言語環境の双方の視点で整理してみた。
- 「情報・コミュニケーション条例」とした場合、その獲得の機会確保がメインとなり、多様な言語環境の整備の視点が埋没してしまわないか。
- 人は言語により思考し発達していくので、…
- さらに手話を、通訳者がいる場面やコミュニティの範囲から、滋賀県全体の多様な言語へとその認識を広げることにより、手話が滋賀県のどこでも通じ、それが地域づくりとなり、ひいては障害のある人が「暮らしやすい」滋賀県となる。

## 障害のある聞こえる人にとって

- 情報・コミュニケーション(アクセシビリティ)の環境整備は、「見る、読む、書く、聞く、話す」ことをより豊かにするが、日本社会では日本語(音声言語)が前提の保障、中心的手段となつて整備されていきがち。
- ろう児・者以外の障害者の言語は日本語(音声言語)で、言語権が問題になることはない、コミュニケーションの方法について整備を図ることで対応が可能。手話言語を使う者には言語権の平等という前提が成り立たない。
- そのため、手話言語によるアクセシビリティは、あるところとないところの差が生じやすくなる。
- 言語権の確立(言語施策)の問題とコミュニケーション支援(福祉施策)の問題を同列に置くことはできない。
- このことを勘案すると「**手話言語条例**」が必要である。

日本語(音声言語)の場合は「生活言語」を身につけてから「学習言語」の習得へと進む。しかし、手話言語環境が不十分



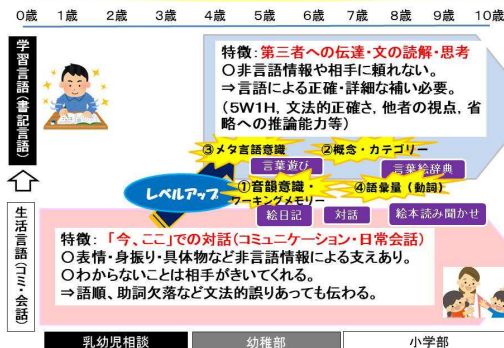
## 聞こえない人に対する偏見・誤解 手話認知の低さ

- 手話を排除してきた歴史は、手話を言語とするろう児・者の人格否定ともなつて、社会に手話とろう者への偏見、差別、人権侵害を生み出してきた。こうした歴史を二度と繰り返さないためにも「**手話言語条例**」は必要。

- 滋賀県ろうあ協会は、次のように主張している。(原文)

「コミュニケーションには話すだけではなく、相手や周りのことを考えるということも大切。その術も手話によって左右されることもある。相手の言っていることがわからず、繋がれなかった絆もあった。自分の意思を伝えられなかったことによって失った命もあった。」

### 生活言語から学習言語へのレベルアップ



- 多くの両親は、聞こえない子どもに手話言語環境を与えられない。
- ろう児・ろう者の大きな課題は、手話言語の獲得・取得と言語施策を含めた総合的な施策である。

→行政、県民の支援が求められる。

## 解決するためには

### ●情報・コミュニケーション支援条例

情報提供や意思疎通のバリアをなくす

### ●手話言語条例

手話言語を獲得して使用したり学んだりできるようにする

### ●滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

(障害者差別解消条例)

不平等や不利益を受けないようにする

## 子どもが手話言語条例の制定を求める根拠

### • 障害者権利条約第2条の定義

- 「コミュニケーション」と「言語」を明確に定義づけし、分けている。
- 手話言語は言語権行使・人権に属する問題であり、コミュニケーション支援(意思疎通支援)は、福祉支援、福祉事業に属する問題

### • 改正障害者基本法

- 「言語(手話を含む)」が明記されただけで、手話言語で社会参加を果たす支援をする福祉的整備意思疎通支援事業の内容が全国均質でない。(通訳者派遣事業実施率9割・設置率4割未満)
- そのためにも「手話言語条例・言語権」と「情報・コミュニケーション条例・アクセシビリティ」の両方が必要。